



島根県報

平成19年3月13日(火)

号外第13号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例施行規則	(障害者福祉課)	1
島根県農業技術センター分析等に関する規則の一部を改正する規則	(農業経営課)	6

公布された条例等のあらまし

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例施行規則(規則第9号)

1 規則の概要

- (1) 定期報告の時期について定めることとした。(第2条第1項関係)
- (2) 報告書の様式について定めることとした。(第2条第2項・別記様式関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県農業技術センター分析等に関する規則の一部を改正する規則(規則第10号)

1 規則の概要

農業に関する分析の成績書の複本の交付に係る手数料の新設に伴う規定の整理(第4条関係)

2 施行期日

平成19年4月1日から施行することとした。

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例施行規則をここに公布する。

平成19年3月13日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第9号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例(平成19年島根県条例第31号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期の報告)

第2条 条例第2条の規定による定期の報告は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第22条の4第2項に規定する任意入院者の入院の日の属する月の翌月を初月とする同月以降の12月ごとの各月に行わなければならない。ただし、当該任意入院者が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第31

号)第20条の4第2号に掲げる要件を満たす場合は、当該定期の報告は、当該入院の日から起算して6月を経過した日の属する月に行わなければならない。

2 条例第2条の規定による定期の報告は、任意入院者の定期病状報告書(別記様式)により行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式 (第 2 条関係)

任意入院者の定期病状報告書

年 月 日

島根県知事 様

病 院 名

所 在 地

管理者名

㊟

任 意 入 院 患 者	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏 名	(男・女)			日生 (満 歳)
	住 所				
任意入院年月日 (法第22条の3による入院)	年 月 日		今回の入院年月日	年 月 日	
			入院形態		
前回の定期報告年月日	年 月 日				
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症		
	ICDカテゴリー ()	ICDカテゴリー ()			
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科又は神経科の受診歴等を記載すること。)	(陳述者氏名 続柄)				
初 回 入 院 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (入院形態)				
前 回 入 院 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (入院形態)				
初回から前回までの入院回数	計 回				
過去12か月間の外泊の実績	1 不定期的 2 定期的 (i 月単位、 ii 数か月単位、 iii 盆や正月) 3 なし				
過去12か月間の治療の内容及びその結果 (過去12か月間に行動制限が行われた際は、その必要性についても記載すること。)					
症 状 の 経 過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向				
任意入院継続の必要性 (通院へ変更ができない理由について具体的に説明すること。)					
今後の退院に向けた取組					

現在の精神症状	<p>意識</p> <p>1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他()</p> <p>知能(軽度障害、中等度障害、重度障害)</p> <p>記憶</p> <p>1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他()</p> <p>知覚</p> <p>1 幻聴 2 幻視 3 その他()</p> <p>思考</p> <p>1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸</p> <p>6 思考制止 7 強迫観念 8 その他()</p> <p>感情・情動</p> <p>1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越</p> <p>6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他()</p> <p>意欲</p> <p>1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止</p> <p>6 無為・無関心 7 その他()</p> <p>自我意識</p> <p>1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他()</p> <p>食行動</p> <p>1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他()</p>
その他の重要な症状	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存() 4 その他()
問題行動等	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他()
現在の状態像	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他()

本報告に係る診察年月日	年 月 日
-------------	-------

診断した主治医氏名	署名
-----------	----

審査会意見	
県の措置	

記載上の留意事項

- 1 太線内は、主治医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること（法第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。）。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 生活歴及び現病歴の欄は、前回報告のコピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。
- 5 初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 6 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成時までの過去数か月間に認められたものを記載し、主として最近のものに重点を置くこと。
- 7 診断した主治医氏名の欄は、主治医自身が署名すること。
- 8 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を で囲むこと。

島根県農業技術センター分析等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第10号

島根県農業技術センター分析等に関する規則の一部を改正する規則

島根県農業技術センター分析等に関する規則（平成18年島根県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「食品に関する分析又は試験について」を削る。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。